

○非常水防基金条例

制 定 昭 34. 3. 26 条例 13

最近改正 昭 44. 12. 19 条例 7

第 1 条 この組合は、この条例の定めるところにより、非常水防費に充てる目的を以って毎年度基金を蓄積する。

第 2 条 次の収入は、これを基金として蓄積する。

- (1) 基金より生ずる収入
- (2) 費途の指定がない寄附金

第 3 条 前条のほか、毎年度予算をもってその必要額を蓄積するものとする。

第 4 条 次の各号の 1 に該当する年度に於いては、組合議会の議決を経て前 2 条の蓄積を停止し、または減少することができる。

- (1) 組合債を起した年度から其の償還を終るまでの年度
- (2) 臨時に多額の費用を要する年度

第 5 条 この基金は、郵便貯金、銀行預金、金銭信託、公債証券その他管理者において確実と認める有価証券又は不動産をもって管理する。

第 6 条 この基金は、組合財政の都合により、組合議会の議決を経て繰戻の方法を定め、組合の会計に繰替運用することができる。但し、同一年度内における一時繰替えについては、管理者限りでこれを為すことができる。

2 前項の場合においては、管理者において適当と認める利子を附するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日に遡ってこれを適用する。

附 則 (昭 39. 3. 19 条例 2)

この改正条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 44. 12. 19 条例 7)

この条例は、公布の日から施行する。